

日勤八時間夜勤七時間制の確立の件

神田支部提出

理由

八時間労働制、必要とするに於ては、今更にと新しく云ふまでもない。現在、進化せる社会に生活と密なる者、必然の要である。然るに我邦便向に於て、郵便配達部集金部等は大体八時間勤務であるが、其他の務めは、如き不規則なる勤務を給不時間及びその上に於て、斯く、如き不規則なる勤務と永久に継続する事、遂に健康と密に纏々、疾夜に侵さるるに多し。現に我々同僚の中に、神経衰弱、消化不良、等、其他の病を考へる者多く、概して一般に不健康状態である。之等の病を考へる時は、不規則なる勤務、過度の労働が、大なる原因となしてゐる事と痛感する。斯の由を以て、社会問題ならん考へざるを得ない。如何に保健衛生運動を口を大にして稱へし、何の効があるか、茲に於て吾人は吾人等

通信従業員をして、より夜を規則的とし、より夜を自然に近づつて社会生活に於て、健康なる身体と健全なる精神とを以つて自己の職責を全うせんとせしむるを希ふべきである。以上より理由を以つて本議案を提出す。